

意見書

平成 23 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2 - 1 0 - 1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2 - 1 0 - 1
氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画本部 企画部

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 23 年 1 月 25 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「H23年度以降加入DF接続料の改定」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下の項目について、当社の考え方を申し述べます。

【基本的な考え方】

■サービス競争環境を整備することで超高速ブロードバンド利用率の向上を目指すべき

昨年12月に発表された「光の道」最終報告書にもあるとおり、超高速ブロードバンドの普及を促進するためには、規制改革等によるICT利活用の促進や公的機関の先導的役割等による「需要の喚起」を政策として進めることに加え、サービス競争環境を整える競争政策を構築することにより市場を活性化させ、超高速ブロードバンドの利用率向上を図るべきと考えます。

なお、「光の道」最終報告書を敷衍すれば、以下のような内容になるものと考えます。

- ・超高速ブロードバンドの光アクセスにおいては、光インフラ含む設備競争に加えて、サービス競争を推進しビジネスモデルの多様化を図り、利用者ニーズや利用シーンに応じたリーズナブルな料金で、利用者が多様なサービスを選択可能となる環境を構築する。

1. 加入光ファイバの接続料について

本申請案においては、3年を期間とした将来原価方式が採用され、段階的な料金引下げが行われていますが、当社としては、可能な限り早期にPSTNと同等の利用者料金とサービスを実現すること、並びにADSLに代表されるPSTN上での健全な競争を光アクセス上でも構築することによって、利用者選択による光アクセスサービスへの移行を促進させることが優先課題であると考えます。

・光アクセス市場の課題

2000年初頭来、ブロードバンドを急速に普及させたADSLでは、新規参入事業者が牽引役となり健全なサービス競争が進んだ一方で、FTTHでは光インフラまでも含めた設備競争が主体であること、並びに利用者料金がメタル系サービスと比べても高水準になっていることなどに因って、成長率は徐々に鈍化している状況である。

さらに、光インフラまでも含めた設備競争主体の市場構造の中で、NTT東西殿の独占化傾向（シェア約75%まで上昇）の問題も指摘されている。また、設備競争においては先行者利益が強く働くため、NTT東西殿や電力系地域事業者以外の参入は見込めないものと推測される。

以上の観点から、当社では、『加入光ファイバ接続料の低廉化』と『光アクセスのラインシェアリング』を実現し、サービス競争をより推進させることが必要と考えます。

①『加入光ファイバ接続料の低廉化』

現 PSTN・ADSL 利用者が、光アクセスを選択しやすい環境に整備することが重要であると考えており、早期に PSTN と同等の料金水準を設定する必要があります。分岐単位での接続料金の設定は、有効な料金低廉化のための手法であり、利用者利便性の向上にも繋がると考えます。

なお、分岐単位での接続料金の算定においては、設定範囲を局内設備から利用者宅内の終端装置までとし、ドミナントである NTT 東西殿と接続事業者間でのコスト同等性や効率性が確保されるべきと考えます。

②『光アクセスのラインシェアリング』

現在提供されている FTTH サービスにおいては、光 IP 電話、インターネットアクセスや放送サービスについて実質的なパッケージモデルとなっているため、個々のサービス単位でのサービス提供事業者の選択が存在しない状況になっています。

短期間で急速に普及した ADSL サービスを例に挙げますと、メタル回線のラインシェアリング実現や新規参入事業者がサービス競争を牽引したこと等が大きな要因となっているものと理解しています。

光アクセスにおいても同様にラインシェアリングを実現することで、PSTN・ADSL から IP・光アクセスへの移行パスをつくり、利用者がサービス毎に事業者選択が可能となるモデル※を推進することが必要不可欠と考えます。

※例) 光 IP 電話は NTT 東西、インターネットはイー・アクセス (ISP) が提供する形態

また、『光アクセスのラインシェアリング』は、PSTN からのマイグレーションを健全な競争環境の中で進める目的でも有効な手法であると考えます。

・技術的側面

実現方法としては、NTT 東西殿がどのように技術的な運用を行っているかを十分に勘案して最適な設備利用を図る必要がありますが、NTT-GC 局とユーザ宅間の同一光アクセス回線において、VLAN 識別子にて電話とインターネット通信を判別し振り分ける、また優先制御といった既存技術を活用することで、十分に実現可能と考えます。なお、繰り返しになりますが、コスト効率性を図るうえでは、NTT 東西殿の状況を踏まえる必要があります。

2. 乖離額調整制度について

将来原価方式における乖離額調整の制度化については、申請概要では、「予測との乖離が不可避であり、将来原価方式にも乖離額を調整するような仕組みが必要である」とありますが、以下の構造的問題があるため、慎重に判断されるべきと考えます。

- 申請者である NTT 東西殿の経営状況、需要の予測値に基づき算定されていること
- NTT 東西殿のコスト削減インセンティブが機能しないこと

本申請内容では、実績と予測が乖離した場合のリスクを接続事業者が常態的に負担す

ることになり、NTT東西殿のコスト削減インセンティブが将来にわたって有効に機能しない蓋然性が高い。

- ▶ 接続事業者のサービスコストに対してドミナントであるNTT東西殿の価格コントロールが働く環境になりやすいこと
- ▶ 接続事業者の予見性が働かないこと

申請概要に、「予測の精度によっては、多額の乖離額が生じ、事後的な追加負担が発生した場合、接続事業者にとっては経営上の不安定要因となり、予見可能性を損なうおそれがある。」とされているとおり、乖離額発生 of 具体的な要因が明確にされない状況であっても、接続事業者の負担となることは、公正競争確保の観点からも適当ではない。

したがって、中長期的な観点で市場の動向を分析し、乖離額調整が必要な需要設定方法を検討し明確にしたうえで、それでも乖離が発生した場合の要因を検証し、乖離額調整の要否を判断するプロセスを踏むべきと考えます。

3. その他の考慮すべき事項

FTTH市場において、健全かつ公正な競争環境の構築が必要不可欠であることは言うまでもありませんが、そのためには接続料金算定の議論だけでは不十分であり、以下の内容についても併せて議論する必要があると考えます。

- ① NTT東西殿と接続事業者との間のオペレーションとコストの同等性を、制度として確実に担保すること
- ② NTT東西殿の利用者向けサービスと接続料金の関係の適正性を制度として確実に担保すること（時期の同等性（接続事業者が追随不可能な時期に利用者向け料金を設定するなど）を含む）

なお、これらの事項については、ボトルネック設備利用の同等性の確保を目的とした「光の道」構想における機能分離の考え方に包含されるものと考えます。

以上